

# 平成30年度山口県主任介護支援専門員更新研修開催要綱

## 1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター（山口県指定研修実施機関）

## 3 資格の更新

主任介護支援専門員の資格有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができる。

なお、更新後の主任介護支援専門員資格の有効期間は以下のとおり。

- (1) 更新前の有効期限が平成31年3月31日もしくは平成32年3月31日の者  
今回受講する主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間
- (2) 更新前の有効期限が平成32年4月1日以降の者  
更新前の主任介護支援専門員資格有効期間終了日の翌日から5年間

## 4 対象者・受講要件

主任介護支援専門員更新研修は、研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者であり当該研修受講要件（以下の（1）～（4））のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できる。

- (1) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者。
- (2) 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で、8回以上（他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで）かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。  
(注1) (注2)
- (3) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

(注1) 山口県外からの登録移転者については、勤務する（勤務していた）事業所が属する都道府県が受講要件として認めている研修に限る。

(注2) 研修講師は、その証明により研修を受講したものとする。

なお、主任介護支援専門員の更新制度が開始された平成28年度以降に介護支援専門員証が失効した場合（有効期間を超過した場合）、主任介護支援専門員の有効期間内であっても、その時点で主任介護支援専門員資格を喪失するため、注意すること。（主任介護支援専門員研修から受講しなおす必要がある。主任介護支援専門員の有効期間内に介護支援専門員再研修を修了して介護支援専門員証の交付を受けた場合も同様。）

また、山口県以外の登録者については、登録地である都道府県の受講要件を満たす必要がある。該当者は受講申込み前に県担当者（「17 問い合わせ先」を参照）に連絡すること。

## 5 定員

140人

## 6 研修日程、課目及び講師

別紙「平成30年度山口県主任介護支援専門員更新研修日程表」のとおり

## 7 研修会場

山口市秋穂二島1062

山口県セミナーパーク 一般研修棟研修室又は社会福祉研修棟研修室

## 8 受講料（教材費等） 50,000円

受付完了後、名鉄観光サービス株式会社山口支店から請求しますので、指定された期日までに振込してください。研修受講後の受講料の返還はできません。

## 9 申込方法等

### (1) 申込方法

郵送により、下記の書類等を期限までに提出してください。

注1 提出書類の内容に誤りがあった場合などは、受講開始後であっても、受講を中止していただくことがあります。

注2 提出の際は、書類の不足等がないよう、別添「提出書類チェックリスト」により提出書類を確認してください。同リストの提出は不要です。

ア 【様式1】「平成30年度山口県主任介護支援専門員更新研修・受講申込書」

イ 介護支援専門員証の写し

ウ 主任介護支援専門員研修修了証明書の写し（有効期間内のもの）又は主任介護支援専門員更新研修修了証明書の写し（有効期間内のもの）

エ 「4 対象者・受講要件（1）～（3）」の該当者は、研修実施機関・主催者が発行する証明書の写し

※「かいごへるぷやまぐち」に、（2）の対象となる研修の一覧を掲載しています。

オ 「4 対象者・受講要件（4）」の該当者は、当該資格を証明する書類の写し

### (2) 留意事項

ア 主任介護支援専門員資格更新の為には、「主任介護支援専門員更新研修」を修了する必要があります。主任介護支援専門員更新研修を主任介護支援専門員（更新）

研修修了証明書の有効期間内に修了しない場合、主任介護支援専門員ではなくなります。

イ 演習課目については、事例提出を受講者全員にお願いします。提出がない場合は、受講を中止していただくことがあります。

ウ 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて受講者名簿を作成します。  
なお、個人情報については、本会規程に基づき適正に管理します。

エ 災害等の緊急時に備え、携帯電話をお持ちの方は、電話番号の記入もお願いします。

## 10 申込期限

平成30年8月31日（金）（名鉄観光サービス株式会社 山口支店 必着）

受付完了後、名鉄観光サービス株式会社 山口支店から、自宅に受講証及び受講料請求書等を送付します。9月28日（金）までに通知がない場合は、山口県社会福祉協議会福祉研修センター（083-987-0123）までお問い合わせくださるようお願いいたします。

## 11 受講決定

申込み人数が定員を超える場合は、以下の者を優先し、受講者を決定します。  
（現時点で、大幅な定員超過が見込まれています。）

- (1) 主任介護支援専門員資格の有効期限が平成31年3月31日の者。
- (2) 主任介護支援専門員資格の有効期限が平成32年3月31日または平成32年12月7日の者であり、介護支援専門員証の有効期限が間近である者。

## 12 修了証明等について

- (1) 全ての課目を修了された方には、社会福祉法人山口県社会福祉協議会長名の修了証明書を交付します。なお、紛失等による修了証明書の再発行については、1通につき1,000円の手数料が必要となりますので、受領後は、大切に保管してください。
- (2) 受講申込書や受講要件確認書類の記載事項が事実と異なっていたため、受講要件を満たしていないことが判明した場合は、修了証明書交付後であっても、修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。
- (3) 本研修修了者には、研修目的を踏まえ、介護支援専門員に対する各種研修における講師や助言者など、介護支援専門員に対する指導的役割を担っていただきます。  
そのため、研修修了者の「氏名」「介護支援専門員登録番号」「所属」「修了年月日」「主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間」を記載した名簿を作成し、県内の市町及び介護支援専門員に対する研修を行う機関として県が指定する指定研修実施機関「山口県介護支援専門員協会」に提供します。  
なお、提供に当たっては、主任介護支援専門員制度の円滑な実施に資するために使用し、それ以外の目的に使用しないこと、情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん等の防止、その他情報を適切に管理するための必要な措置を講ずることを条件とします。

## 13 受講上の留意事項

- (1) 欠席、遅刻又は早退があった場合は、次のとおり取扱います。

- ア 遅刻があった場合は、当該研修日の受講はできません。
- イ 欠席、遅刻又は早退があった場合は、すべての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書を交付しません。
- (2) 受講態度が著しく悪い、他の受講者への迷惑行為を行うなどの不適切な受講が認められる場合や、演習事例などの受講に当たっての必要書類を提出されない場合は受講を中止していただくことがあります。受講中止の場合も、すべての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書を交付できません。
- (3) 各研修日の時間割や受講決定後に必要となる各種届出の手続きなどについては、受講決定通知及び研修1日目のオリエンテーションの際にお知らせします。

#### 1.4 個人情報の取扱いについて

本研修での個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託を「名鉄観光サービス株式会社 山口支店」と契約しています。

なお、「申込書等」により取得した個人情報は、本研修の運営にのみ利用します。

#### 1.5 昼食について

セミナーパーク内の食堂を利用できます。

なお、弁当などを持参される方は、研修会場内や社会福祉研修棟ロビー、休憩スペース等を利用してください。

#### 1.6 申込先

##### 【研修申込先】

名鉄観光サービス株式会社 山口支店 (担当：大田)  
〒753-0074 山口市中央3丁目1番7号 ミツビル3階  
TEL 083-923-2600

※ 研修のお申込み先は、名鉄観光サービス株式会社山口支店となりますので、  
くれぐれもお間違いのないようにお願いします。

#### 1.7 問合せ先

##### 【研修内容及び提出書類の記入等に関すること】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター (担当：小川、大倉)  
TEL 083-987-0123 FAX 083-987-0124

##### 【研修制度全般及び受講要件等に関すること】

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班 (担当：浜本)  
TEL 083-933-2788 FAX 083-933-2809

#### 1.8 会場周辺地図

<山口県セミナーパーク>

【住所・連絡先】〒754-0893 山口市秋穂二島1062  
TEL：083-987-0123

(1) 自家用車利用の場合

- ・山陽自動車道 山口南インターチェンジから約5分

- ・ 中国自動車道 小郡インターチェンジから約20分

(2) 公共交通機関利用の場合

- ・ JR山陽本線 四辻駅から約3Km (タクシー約5分)
- ・ JR山陽本線 新山口駅から約10Km (タクシー約15分)

(注)セミナーパークへのバスの運行便はありません。

